

R F S 発 5 第 8 号

令和 5 年 9 月 4 日

原子力規制委員会 殿

青森県むつ市大字関根字水川目 596 番地 1

リサイクル燃料貯蔵株式会社

代表取締役社長 高橋 泰成

使用前確認申請内容の変更について

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の九第三項の規定により，令和 4 年 2 月 1 0 日付けをもって申請し，令和 4 年 9 月 2 1 日付け R F S 発官 4 第 6 号，令和 4 年 1 0 月 1 7 日付け R F S 発官 4 第 1 0 号をもって一部変更しました使用前確認申請について，記載事項の一部を変更しましたので，使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「規則」という。）第七条第三項の規定に基づき，変更の内容を説明する書類を提出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称 リサイクル燃料貯蔵株式会社
 住 所 青森県むつ市大字関根字水川目596番地1
 代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 泰成

2. 使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

名 称 リサイクル燃料備蓄センター
 所 在 地 青森県むつ市

3. 申請に係る使用済燃料貯蔵施設の概要

施設区分	設備区分	機器名称
使用済燃料貯蔵設備本体		金属キャスク
		貯蔵架台
使用済燃料の受入施設	使用済燃料の搬送設備及び受入設備	受入れ区域天井クレーン
		搬送台車
		仮置架台
	使用済燃料の搬送設備及び受入設備 たて起こし架台	たて起こし架台
		衝撃吸収材
		検査架台
	使用済燃料の搬送設備及び受入設備 圧縮空気供給設備	空気圧縮機
		空気貯槽
		安全弁
		空気除湿装置

施設区分	設備区分	機器名称
		除湿装置 前置フィルタ
		除湿装置 後置フィルタ
		主配管
		冷却水系統
計測制御系統施設	計測設備	蓋間圧力検出器
		表面温度検出器
		給排気温度検出器
		表示・警報装置
	計測設備 代替計測用計測器	圧力検出器（蓋間圧力の代替計測用）
		非接触式可搬型温度計（表面温度の代替計測用）
		温度検出器（給排気温度の代替計測用）
放射性廃棄物の廃棄施設		廃棄物貯蔵室
		廃棄物貯蔵室漂流防止設備
放射線管理施設	放射線監視設備 エリアモニタリング設備	ガンマ線エリアモニタ（予備含む）
		中性子線エリアモニタ（予備含む）
	放射線監視設備 周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備	モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（低レンジ））
		モニタリングポスト（ガンマ線モニタ（高レンジ））
		モニタリングポスト（中性子線モニタ）
		モニタリングポイント
	放射線監視設備 放射線サーベイ機器	GM管サーベイメータ
		電離箱サーベイメータ（代替計測にも使用）
		シンチレーションサーベイメータ（代替計測にも使用）
		中性子線用サーベイメータ（代替計測にも使用）
		ガスモニタ
	出入管理設備	入退域管理装置
	個人管理用測定設備	個人線量計

施設区分	設備区分	機器名称	
その他使用済燃料貯蔵設備 の附属施設	使用済燃料貯蔵建屋	使用済燃料貯蔵建屋	
		遮蔽ルーバ	
		遮蔽扉	
	電気設備	無停電電源装置	
		共用無停電電源装置	
		電源車 1 (固縛装置含む)	
		電源車 2 (固縛装置含む)	
		軽油貯蔵タンク (地下式) No. 1	
		軽油貯蔵タンク (地下式) No. 2	
		軽油貯蔵タンク (地下式) No. 3	
		常用電源設備	
	その他使用済燃料貯蔵設備 の附属施設	通信連絡設備等 通信連絡設備	社内電話設備
			送受話器
放送設備			
警報装置			
無線連絡設備			
衛星携帯電話			
加入電話設備			
通信連絡設備等 避難通路		安全避難用扉	
通信連絡設備等 避難通路誘導灯		通路誘導灯	
		避難口誘導灯	
		保安灯	
消防用設備 消火設備		動力消防ポンプ	
消防用設備 消火設備 消火器		粉末 (ABC) 消火器	
		大型粉末消火器	

施設区分	設備区分	機器名称
	消防用設備 消火設備	防火水槽
	消防用設備 火災感知設備	光電式分離型感知器
		光電式スポット型感知器
		差動式スポット型感知器
		火災受信機
		表示機
	消防用設備 火災区域構造物及び火災 区画構造物	防火シャッター
		防火扉
		コンクリート壁
	消防用設備 避雷設備	棟上導体

4. 法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の認可年月日及び認可番号

令和3年8月20日 原規規発第2108202号（第1回申請）

令和4年8月16日 原規規発第2208161号（第2回申請）

5. 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程，期日及び場所

構造，強度又は漏えいに係る検査（第一号*1）

期日 自 2022年（令和4年）4月15日

至 2024年（令和6年）3月中旬

場所 リサイクル燃料備蓄センター

タマダ（株）関東工場

神鋼造機（株）大垣本社工場

日星製作所（株）小名浜工場

株式会社香西鉄工所

株式会社高橋製作所八戸工場

日本製鋼所M&E株式会社室蘭製作所

日立GEニュークリア・エナジー株式会社臨海工場

機能又は性能に係る検査（第二号*1）

期日 自 2022年（令和4年）6月21日

至 2024年（令和6年）3月中旬

場所 リサイクル燃料備蓄センター

神鋼造機（株）大垣本社工場

日立GEニュークリア・エナジー株式会社臨海工場

品質マネジメントシステムに係る検査（第三号*1）

期日 自 2022年（令和4年）3月30日

至 2024年（令和6年）3月中旬

場所 リサイクル燃料備蓄センター

東京事務所

基本設計方針に係る検査（第三号*1）

期日 自 2023年（令和5年）3月16日

至 2024年（令和6年）3月中旬

場所 リサイクル燃料備蓄センター

*1 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則 第六条の二第1項

6. 申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の開始の予定時期

2024年（令和6年）3月31日 *2

*2 工程の見極めの結果、変更があり得る。

7. 使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するときにあっては、その使用の期間及び方法

使用の期間

自：核燃料物質を用いた試験のために必要な施設の使用前事業者検査が完了し、使用前確認を行った日以降

至：使用前確認証交付日

使用の方法

使用済燃料を収納した金属キャスクを使用して試験するため、使用前確認証

交付日まで以下の設備を使用する。

なお、使用に当たっては、使用済燃料貯蔵施設保安規定に基づき使用する。

(核燃料物質を用いた試験のために使用前確認証交付日まで使用する設備)

- (1) 使用済燃料貯蔵設備本体
 - ・金属キャスク（初回搬入分），貯蔵架台
- (2) 使用済燃料の受入施設
 - ・受入れ区域天井クレーン，搬送台車，圧縮空気供給設備
 - ・仮置架台，たて起こし架台（衝撃吸収材含む），検査架台
- (3) 計測制御系統施設
 - ・蓋間圧力検出器，表面温度検出器
 - ・給排気温度検出器，表示・警報装置
- (4) 放射線管理施設
 - ・放射線監視設備，出入管理設備，個人管理用測定設備
- (5) その他使用済燃料貯蔵施設の附属施設
 - ・使用済燃料貯蔵建屋，遮蔽扉

添付資料－1 工事の工程に関する説明書

添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統，設備又は機器に関する説明書

工事の工程に関する説明書

【凡例】
 □: 一号検査 (構造、強度又は漏えいに係る検査) ○: 三号検査 (品質マネジメントシステムに係る検査 (QA検査) : 組織)
 ◇: 二号検査 (機能又は性能に係る検査) ◎: 三号検査 (品質マネジメントシステムに係る検査 (QA検査) : 検査記録の適切性)
 ☆: 三号検査 (基本設計方針検査) △: 使用前事業者検査 (溶接) (実績は黒で塗りつぶす)

設工認の認可番号等	施設区分	設備区分	設備名称	設置場所	変更区分	検査項目	2022年度												2023年度												備考
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
令和3年8月20日 原規規発第 2108202号(第1回 申請)	その他使用済燃料貯蔵設 備の附属施設	電気設備	無停電電源装置	使用済燃料貯蔵建屋	変更なし (既設)	材料検査	■												■												
						寸法検査	■												■												
			外観検査	■												■															
			据付検査	■												■															
			状態確認検査	■												■															
			系統構成確認検査	■												■															
機能・性能検査 (警報・インターロック、運 転性能・容量確認)	◇												◇																		
共用無停電電源装置	受変電施設	新設 (既設)	材料検査	■												■															
			寸法検査	■												■															
外観検査	■												■																		
据付検査	■												■																		
状態確認検査	■												■																		
系統構成確認検査	■												■																		
機能・性能検査 (警報・インターロック、運 転性能・容量確認)	◇												◇																		
電源車1	受変電施設東側	新設 (既設)	(配備済)※1						■						■						※1 新規制基準施行 に伴い配備済										
			寸法検査	■												■															
			外観検査	■												■															
			機能・性能検査 (運転性能、容量確認)	◇												◇															
			三号検査 (QA検査)	●												◎															
三号検査 (基本設計方針)	☆																														
電源車2	南側高台	新設	■						■						■						※2 設工認(第1回) 申請に伴い追加 配備										
			寸法検査	■												■															
			外観検査	■												■															
			機能・性能検査 (運転性能、容量確認)	◇												◇															
			三号検査 (QA検査)	●												◎															
三号検査 (基本設計方針)	☆																														
電源車及び固縛装置	受変電施設東側 南側高台	新設	■						■						■						※2 設工認(第1回) 申請に伴い追加 配備										
			寸法検査	■												■															
			外観検査	■												■															
			据付検査	■												■															
			状態確認検査	■												■															
材料検査	■												■																		
寸法検査	■												■																		
外観検査	■												■																		
据付検査	■												■																		
状態確認検査	■												■																		
耐圧・漏えい検査	■												■																		
系統構成確認検査	■												■																		
運転圧漏えい検査	■												■																		
機能・性能検査 (運転性能、容量確認検 査)(警報・インターロック確 認検査)	◇												◇																		
三号検査 (QA検査)	●												◎																		
三号検査 (基本設計方針)	☆																														
軽油貯蔵タンク (地下式)No. 1	南東側高台	新設	■						■						■						※3 部品供給遅延に 伴う現地工事中断										
			寸法検査	■												■															
			外観検査	■												■															
			据付検査	■												■															
			状態確認検査	■												■															
			耐圧・漏えい検査	■												■															
			系統構成確認検査	■												■															
			運転圧漏えい検査	■												■															
			機能・性能検査 (運転性能、容量確認検 査)(警報・インターロック確 認検査)	◇												◇															
			三号検査 (QA検査)	●												◎															
三号検査 (基本設計方針)	☆																														

工事の工程に関する説明書

【凡例】

- : 一号検査 (構造、強度又は漏えいに係る検査) ○: 三号検査 (品質マネジメントシステムに係る検査 (QA検査) : 組織)
 - ◇: 二号検査 (機能又は性能に係る検査) ◎: 三号検査 (品質マネジメントシステムに係る検査 (QA検査) : 検査記録の適切性)
 - ☆: 三号検査 (基本設計方針検査) △: 使用前事業者検査 (溶接)
- (実績は黒で塗りつぶす)

設工認の 認可番号等	施設区分	設備区分	設備名称	設置場所	変更 区分	検査項目	2022年度												2023年度												備考
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
令和4年8月16日 原規規発第 2208161号(第2回 申請)	使用済燃料の受入施設 設備及び受入設備	使用済燃料の搬送設 備及び受入設備	検査架台	貯蔵建屋受入れ区域	変更なし (既設設備 改造)	改造工事(工場製作及び現地工事)																									※4 試験使用承認ま でに実施する検査
						材料検査																									
						寸法検査																									
						外観検査																									
						据付検査																									
						機能・性能検査 (警報・インターロック)																									
	使用済燃料の搬送設 備及び受入設備 圧縮空気供給設備		空気圧縮機	貯蔵建屋受入れ区域	新設	計画的点検																									※4 試験使用承認ま でに実施する検査
						材料検査																									
						寸法検査																									
						外観検査																									
						据付検査																									
						系統構成確認検査 機能・性能検査 (容量確認)																									
			空気貯槽	貯蔵建屋受入れ区域	新設 (既設)	計画的点検																									※4 試験使用承認ま でに実施する検査
						材料検査																									
						寸法検査																									
						外観検査																									
						据付検査																									
						耐圧・漏えい検査 系統構成確認検査 運転圧漏えい検査 機能・性能検査 (警報・インターロック)																									
			安全弁	貯蔵建屋受入れ区域	新設 (既設)	計画的点検																									・点検計画に基づく 点検の予定なし ※4 試験使用承認ま でに実施する検査
						材料検査																									
						寸法検査																									
						外観検査																									
						据付検査																									
						系統構成確認検査 機能・性能検査 (吹き出し容量確認)																									
			空気除湿装置	貯蔵建屋受入れ区域	新設 (既設)	計画的点検																									※4 試験使用承認ま でに実施する検査
						材料検査																									
						寸法検査																									
						外観検査																									
						据付検査																									
						系統構成確認検査 運転圧漏えい検査 機能・性能検査 (警報・インターロック)																									
			除湿装置 前置フィルタ	貯蔵建屋受入れ区域	新設 (既設)	計画的点検																									※4 試験使用承認ま でに実施する検査
						材料検査																									
						寸法検査																									
						外観検査																									
						据付検査																									
						系統構成確認検査 運転圧漏えい検査 機能・性能検査 (警報・インターロック)																									

工事の工程に関する説明書

【凡例】

- : 一号検査 (構造、強度又は漏えいに係る検査)
 - ◇: 二号検査 (機能又は性能に係る検査)
 - ☆: 三号検査 (基本設計方針検査)
 - : 三号検査 (品質マネジメントシステムに係る検査 (QA検査) : 組織)
 - ◎: 三号検査 (品質マネジメントシステムに係る検査 (QA検査) : 検査記録の適切性)
 - △: 使用前事業者検査 (溶接)
- (実績は黒で塗りつぶす)

設工認の 認可番号等	施設区分	設備区分	設備名称	設置場所	変更 区分	検査項目	2022年度												2023年度												備考								
							4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4	5	6					
令和4年8月16日 原規規発第 2208161号(第2回 申請)	その他使用済燃料貯蔵設 備の附属施設	通信連絡設備等 避難通路	安全避難用扉	貯蔵建屋	新設 (既設)	材料検査 外観検査 状態確認検査 三号検査(QA検査)														■											計画的な点検として 月例点検を実施								
							通信連絡設備等 避難通路誘導灯	貯蔵建屋	新設 (既設)	外観検査 状態確認検査 機能・性能検査(性能・容 量確認検査)													●	◎											計画的な点検として 月例点検を実施				
											避難口誘導灯	貯蔵建屋	新設 (既設)	外観検査 状態確認検査 機能・性能検査(性能・容 量確認検査)														■											計画的な点検として 月例点検を実施
															保安灯	貯蔵建屋	新設 (既設)	外観検査 状態確認検査 機能・性能検査(性能・容 量確認検査)														■							
	その他使用済燃料貯蔵設 備の附属施設	消防用設備 消火設備	動力消防ポンプ	車庫(T.P.16m) 南側高台 (T.P.約30m)	新設 (既設)	外観検査 状態確認検査 機能・性能検査(運転性 能・容量確認検査) 三号検査(QA検査) 三号検査(基本設計方針)														■	◆											計画的な点検として 月例点検を実施							
							消防用設備 消火設備消火器	粉末(ABC)消火器	・使用済燃料貯蔵建屋 (T.P.16.3m, T.P.21.6m) ・軽油貯蔵タンク (地下式)の地上部 (T.P.約28m)	変更なし (既設)	外観検査 状態確認検査														■											計画的な点検として 月例点検を実施			
												大型粉末消火器	使用済燃料貯蔵建屋 受入れ区域 (T.P.16.3m)	変更なし (既設)	外観検査 状態確認検査														■										
							消防用設備 消火設備	防火水槽	使用済燃料貯蔵建屋 近傍の地中 (南北それぞれに 1基) (T.P.16m)	新設 (既設)	材料検査 寸法検査 外観検査 据付検査 状態確認検査 機能・性能検査(運転性 能・容量確認検査)														■											計画的な点検として 月例点検を実施			
												消防用設備 火災感知設備	光電式分離型感知器 ・光電アナログ式 分離型感知器2種 ・光電アナログ式 分離型感知器1種	・使用済燃料貯蔵建屋 貯蔵区域(T.P.16.3m) ・使用済燃料貯蔵建屋 受入れ区域 (T.P.16.3m)	変更なし (既設)	外観検査 状態確認検査 系統構成確認検査														■	◆								

工事の工程における放射線管理に関する説明書

工事の工程における放射線管理については、品質マネジメントシステム文書である「放射線管理等マニュアル」に基づき、以下を行う。

(1) 管理区域の設定及び解除

- ①管理区域は、表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない管理区域」という。）とする。
- ②管理区域は、壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。
- ③管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
- ④必要に応じて、一時的に管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たって、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。

(2) 管理区域への出入管理

- ①管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。
 - a. 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者
 - b. 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者
- ②①にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。
- ③チェックポイント（管理区域への出入管理を行うエリア）において、入退域管理装置により人の出入りを管理する。
- ④③以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。
- ⑤管理区域における線量当量率等を放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、放射線サーベイ機器で測定した値を配置図に記載して壁面に掲示することで、チェックポイント及び事務建屋に表示する。

(3) 管理区域出入者の遵守事項

- ①管理区域に出入りする場合は、チェックポイントを経由する。
- ②管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用する。
- ③放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしない。

(4) 管理区域内における特別措置

- ①管理区域のうち外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルトを超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。また、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案する。

(5) 周辺監視区域

- ①周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。

(6) 放射線業務従事者の線量管理等

- ①管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。
- ②放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を「保安規定」に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。

(7) 外部放射線に係る線量当量率等の測定

- ①管理区域内、周辺監視区域境界付近において「保安規定」に定める測定項目、頻度で測定する。

(8) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理

- ①汚染のおそれのない管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。
 - a. 「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲
 - b. 使用履歴、設置状況の記録等による「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法
 - c. 「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、それ以外のものとの混在防

止措置

- ②汚染のおそれのない管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、①で定めた事項に基づき実施する。

(9) 放射線管理上の異常を発見した場合の措置

- ①外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合は、その原因を調査するとともに、区画の設定、遮蔽等の外部被ばく低減のための必要な措置を講じる。
- ②法令に定める表面密度限度の10分の1を超えるような汚染を発見した場合等の異常が発生した場合は、その原因を調査するとともに、区画の設定、保護衣の着用、汚染の除去、退出時及び物品搬出時の表面汚染密度の確認等の汚染拡大防止のための必要な措置を講じる。
- ③②の措置において放射性廃棄物が発生した場合は、識別管理されたドラム缶への封入、廃棄物貯蔵室への保管、巡視等の必要な措置を講じる。また、保管しているドラム缶には津波漂流防止の措置を講じる。

以上

施設管理の重要度が高い系統，設備又は機器に関する説明書

使用済燃料貯蔵施設における施設管理の重要度について，「Q-2-M1 施設管理マニュアル」に従い，基本的安全機能を考慮し，下表に示す「重要度区分」に従い管理を行う。

施設管理の重要度区分	定 義
A	使用済燃料貯蔵施設の安全機能を有する施設のうち基本的安全機能*を確保するうえで必要な施設
B	基本的安全機能を確保するうえで必要な施設を除くその他の安全機能を有する施設
C	A， B以外の施設

*：閉じ込め，遮蔽，除熱及び臨界防止の4機能

設工認第1回申請及び設工認分割第2回申請（以下「設工認」という。）において，使用前確認を受けようとする対象施設のうち，施設管理の重要度が高い重要度区分Aの設備は金属キャスク，貯蔵架台，受入れ区域天井クレーン，搬送台車，使用済燃料貯蔵建屋，遮蔽ルーバ及び遮蔽扉である。別紙－1に各設備の施設管理の重要度区分一覧を示す。また，設備の耐震クラスを併記する。

施設管理の重要度区分一覧

設工認の 認可番号	施設区分	設備区分	機器名称	施設管理 の重要度 区分	耐震 クラス
令和4年8月 16日付け 原規規発第 2208161号	使用済燃料貯蔵設備本体		金属キャスク	A	S
			貯蔵架台	A	S
	使用済燃料の 受入施設	使用済燃料 の搬送設備 及び受入設 備	受入れ区域天井クレーン	A	B (S _s)
			搬送台車	A	B (S _s)
			仮置架台	B	C
		使用済燃料 の搬送設備 及び受入設 備たて起こし架台	たて起こし架台	B	C
			衝撃吸収材	C	—
			検査架台	B	C
		使用済燃料 の搬送設備 及び受入設 備圧縮空気 供給設備	空気圧縮機	B	C
			空気貯槽	B	C
			安全弁	B	C
			空気除湿装置	B	C
			除湿装置 前置フィルタ	B	C
			除湿装置 後置フィルタ	B	C
	主配管		B	C	
	冷却水系統		C	C	
	計測制御系統 施設	計測設備	蓋間圧力検出器	B	C
			表面温度検出器	B	C
			給排気温度検出器	B	C
表示・警報装置			C	C	

設工認の 認可番号	施設区分	設備区分	機器名称	施設管理 の重要度 区分	耐震 クラス
令和4年8月 16日付け 原規規発第 2208161号	計測制御系統 施設	計測設備 代替計測用 計測器	圧力検出器（蓋間圧力の代 替計測用）	B	C
			非接触式可搬型温度計（表 面温度の代替計測用）	B	C
			温度検出器（給排気温度の 代替計測用）	B	C
	放射性廃棄物の廃棄施設		廃棄物貯蔵室	B	C
			廃棄物貯蔵室漂流防止設備	B	C
	放射線管理施 設	放射線監視 設備エリア モニタリン グ設備	ガンマ線エリアモニタ（予 備含む）	B	C
			中性子線エリアモニタ（予 備含む）	B	C
		放射線監視 設備周辺監 視区域境界 付近固定モ ニタリング 設備	モニタリングポスト（ガン マ線モニタ（低レンジ））	B	C
			モニタリングポスト（ガン マ線モニタ（高レンジ））	B	C
			モニタリングポスト（中性 子線モニタ）	B	C
			モニタリングポイント	C	C
			放射線監視 設備放射線 サーベイ機 器	GM管サーベイメータ	B
		電離箱サーベイメータ（代 替計測にも使用）	B	C	
		シンチレーションサーベイ メータ（代替計測にも使 用）	B	C	
		中性子線用サーベイメータ （代替計測にも使用）	B	C	
		ガスモニタ	B	C	
		出入管理設 備	入退域管理装置	C	C
		個人管理用 測定設備	個人線量計	C	C

設工認の 認可番号	施設区分	設備区分	機器名称	施設管理 の重要度 区分	耐震 クラス
令和4年8月 16日付け 原規規発第 2208161号	その他使用済 燃料貯蔵設備 の附属施設	使用済燃料 貯蔵建屋	使用済燃料貯蔵建屋	A	B (S _s)
			遮蔽ルーバ	A	B (S _s)
			遮蔽扉	A	B (S _s)
令和3年8月 20日付け 原規規発第 2108202号	その他使用済 燃料貯蔵設備 の附属施設	電気設備	無停電電源装置	B	C
			共用無停電電源装置	B	C
			電源車1 (固縛装置含む)	B	C
			電源車2 (固縛装置含む)	B	C
			軽油貯蔵タンク (地下式) No. 1	B	C
			軽油貯蔵タンク (地下式) No. 2	B	C
			軽油貯蔵タンク (地下式) No. 3	B	C
			常用電源設備	C	C
令和4年8月 16日付け 原規規発第 2208161号	その他使用済 燃料貯蔵設備 の附属施設	通信連絡設 備等通信連 絡設備	社内電話設備	C	C
			送受話器	C	C
			放送設備	C	C
			警報装置	C	C
			無線連絡設備	C	C
			衛星携帯電話	C	C
			加入電話設備	C	C
		通信連絡設 備等避難通 路	安全避難用扉	C	C
		通信連絡設 備等避難通 路誘導灯	通路誘導灯	C	C
			避難口誘導灯	C	C
			保安灯	C	C

設工認の 認可番号	施設区分	設備区分	機器名称	施設管理 の重要度 区分	耐震 クラス
令和4年8月 16日付け 原規規発第 2208161号	その他使用済 燃料貯蔵設備 の附属施設	消防用設備 消火設備	動力消防ポンプ	B	C
		消防用設備 消火設備消 火器	粉末(ABC)消火器	B	C
			大型粉末消火器	B	C
		消防用設備 消火設備	防火水槽	B	C
		火災感知設 備	光電式分離型感知器	B	C
			光電式スポット型感知器	B	C
			差動式スポット型感知器	B	C
			火災受信機	B	C
			表示機	B	C
		火災区域構 造物及び火 災区画構 造物	防火シャッター	B	C
			防火扉	B	C
			コンクリート壁	B	C
		避雷設備	棟上導体	B	C

2. 変更の理由

- (1) 使用前事業者検査実績について、添付資料－1 工事の工程に関する説明書に反映した。
- (2) 工事の工程における放射線管理について、添付資料－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書に記載した。